

資料 1

主なごみ減量施策

目 次

- ・ 関係法令・条例等(抜粋) 1
- ・ 資源物集団回収報奨金制度 2
- ・ リサイクル伝言板 3
- ・ 雑がみの出し方 4, 5
- ・ 資源回収における古着・古布の出し方 6
- ・ 食品リサイクル堆肥化事業について・回収までの流れ 7, 8

廃棄物処理法（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第8条 市長は、一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等に対し熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

（市民の責務）

第11条 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分するなどにより、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、家庭廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市民の減量義務）

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力するなどにより、家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第6条 条例第8条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）

は、次に掲げる事項について、市の施策に協力し、活動を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (3) 資源物の資源化及び再利用の促進に関する事項
- (4) その他一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項

2 市長が委嘱する推進員の区分及び人数は、次表のとおりとする。

区分	人数
自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体	各団体につき1人以上
事業者	市長が適当と認める数

3 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

資源物集団回収報奨金制度を利用しましょう

市では、資源物を回収した団体（子ども会、自治会、PTA、その他各種団体）に対し、回収重量1kgにつき5円の報奨金を交付しています。

資源物をリサイクルすることにより、ごみの減量につながります。また、報奨金は団体活動の資金にもなります。回収団体の登録をしてみませんか？

《対象団体》

子ども会、自治会、PTA、その他各種団体

《回収品目》

新聞、雑誌、雑紙、ダンボール、牛乳パック、空き缶・ビン、古布類、ペットボトル

《実施回数》

年度内3回以上 ※日程は団体で決める

《報奨金額》

回収重量×5円 ※10円未満の端数は切り捨て

《報奨金交付》

年1回（口座振込み又は窓口現金払い）

《新規団体の登録》

集団回収団体届出書を市役所生活環境課に提出（届出書等は生活環境課窓口に用意）

※登録後、年度内に3回以上実施していただければ随時受け付けます。

《申請・問合せ先》

市役所生活環境課 環境・廃棄物G（内線144）



リサイクル伝言板（あげます・ください）について

粗大ごみの申し込みの中には、「まだ使用可能だけれど、家族の成長や家のリフォームなどで不用になってしまった」という物も少なくないようです。

守谷市では、資源の有効活用と粗大ごみの減量・リサイクルを推進するため、『リサイクル伝言板 あげます・ください』を設置しています。ぜひご活用ください。

【利用の方法】

1. 設 置 場 所 : 市役所生活環境課前、市ホームページ（希望者のみ）
2. 取 扱 品 目 : 粗大ごみ、育児用品、介護用品等
※ 動植物等の生き物は、申込みできません。
3. 申 込 方 法 : 申込用紙（生活環境課窓口に用意）に必要事項を記入し、提出してください。
市ホームページの「リサイクル伝言板入力フォーム」からも申込みできます。
4. 掲 示 期 間 : 受付日から約2ヶ月間
5. 受 渡 方 法 : 当事者同士での受渡しとなります。
6. そ の 他 : 取引が決定した場合は、生活環境課に連絡してください。
※ 写真等の画像があると成立率が大幅に上昇しますので、ぜひご提供ください。

<参 考>

●リサイクル伝言板利用状況

項目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
あげます	47	42	36	34	37
ください	14	10	10	7	7
計	61	52	46	41	44
成立	35	18	20	11	25

雑がみの出し方（雑がみは資源物へ）

「雑がみ」とは・・・紙製容器包装およびその他の紙(新聞・チラシ、牛乳パック、雑誌以外)が対象となります。



左図のマークが入ったものが、紙製容器包装です。
容器包装とは、商品が入っている容器や商品を包んでいる包装のことです。

<p>● 紙箱類</p> <p>・ティッシュペーパーの紙箱 ・ラップ等の紙箱 ・お菓子の紙箱 ・薬や化粧品の紙箱 など</p> <p>※ 箱についているビニールや金属は、はずして不燃ごみで出してください。</p>
<p>● 筒類</p> <p>・お菓子の紙容器 ・ラップやトイレットペーパー等の芯 など</p> <p>※ 筒等の底についている金属の部分は、はずして不燃ごみで出してください。</p>
<p>● 紙袋・封筒類</p> <p>・デパート等の紙袋 ・手提げ用紙袋 ・封筒 ・のし袋 ・病院等の薬袋 など</p> <p>※ 手提げ袋のビニールまたはプラスチック製の持ち手、窓付き封筒のプラスチック部分は、はずして不燃ごみで出してください。</p>
<p>● シュレッダー裁断古紙</p> <p>・シュレッダー裁断古紙</p> <p>※ 中身が確認できるよう「透明のビニール袋」に入れて出してください。 市指定「不燃ごみ」「資源物」の袋(透明の袋)も使用できます。</p> <p>※ ホチキスの針、プラスチック、ビニールなどは入れないでください。</p>
<p>● その他</p> <p>・コピー用紙 ・カレンダー ・ポスター ・メモ用紙 ・フラットファイル ・包装紙</p> <p>※ 品物についているプラスチック・金属は、はずして不燃ごみで出してください。</p>

【出し方の例】



※ 散乱防止のため、持ち手は縛ってください。

※ 細かい雑がみは、透明なビニール袋(不燃・資源物の指定袋も利用可能)や紙袋に入れて出してください。

● 雑がみとして**出せないもの**(可燃ごみで出してください)

- ・ティッシュペーパー、キッチンペーパー、濡れティッシュ、カーボン紙・感熱紙・感圧紙・トレーシングペーパー等の特殊加工がされているもの
- ・汚れや臭いのついたもの



の**マークが入っていても雑がみとして出せないもの**

- ・牛乳パック(雑がみと一緒に出さないでください。牛乳パックだけでまとめて出してください)
- ・撥水加工された紙(紙コップ、ヨーグルト・カップラーメン等の飲食用容器)
- ・銀紙で裏打ちされた紙

【雑誌・雑がみ回収量(kg)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	60,080	40,350	57,120	48,290	55,770
5月	38,660	43,480	62,220	42,100	40,070
6月	42,070	40,930	35,690	39,410	34,060
7月	34,310	32,630	31,590	31,440	42,080
8月	33,000	32,030	47,850	44,770	34,260
9月	37,730	39,270	28,900	36,470	32,500
10月	36,900	32,650	34,840	41,110	40,400
11月	32,660	35,470	41,730	32,880	31,290
12月	57,770	46,210	44,390	43,790	37,890
1月	40,340	40,180	46,400	43,650	49,810
2月	28,490	33,780	40,300	37,020	31,980
3月	45,800	52,100	49,040	46,510	46,080
合計	487,810	469,080	520,070	487,440	476,190

※ 雑誌回収量は「雑誌」及び「雑がみ」の回収量となっておりますが、電子化の進展に伴い「雑誌」の回収量は年々減少しているものと推察されます。

古着・古布の出し方について

「古着」は、海外に輸出されそのまま古着として、「古布」は、工場用品（金属を磨く布等）として、再利用されます。

《古着として再利用できるもの》

着ることに支障がない状態であり、海外等でも容易に着ることが可能なもの

※ 損傷や汚れが激しいもの、容易に着ることが出来ないものについては、素材により、分別（可燃ごみ、不燃ごみ）して処分してください。

※ 作業着、会社・学校の制服、ハンドバック、靴、ベルトは、古着として扱えません。

《古布として再利用できるもの》

シーツ（綿素材 100%のみ）

※ 綿が入っている布団類・ぬいぐるみ・クッションなどやマット類は、古布として扱えません。素材や大きさにより、分別（粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ）して処分してください。

◆出し方

①古着や古布を折りたたみ、ビニールのひもなどで十文字に結びます。

②透明のビニール袋に入れます。

※ 資源物が雨やほこり等で汚れてしまうと再利用できないため、汚れの防止と中身が一目で確認できるよう、透明のビニール袋に入れて『紙・布の日』に集積所に出してください。

◆袋について

透明のビニール袋に限ります。

「不燃ごみ」「資源物」の指定袋（透明）も使用できます。この場合は、「不燃ごみ・資源物・プラスチック製容器包装」の文字をマジック等で消して、「布類」と書いてください。

※「可燃ごみ」の指定袋は、半透明なので使用できません。

【古着・古布類回収量】

（単位：t）

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
回収量	149.4	157.6	183.1	165.7	152.2

食品リサイクル堆肥化事業について

守谷市では、平成20年度から常総環境センターの食品リサイクル堆肥化事業（旧：生ごみ堆肥化事業）に参加し、5,557世帯（令和5年3月末現在）の市民の皆様にご協力いただいております。

平成20年度から平成29年度までのモデル期間を経て、平成30年度以降も対象区域を市内全域に拡大して事業を実施しております。

生ごみは、可燃ごみのおよそ50%を占めていると言われております。ごみの減量化を図るうえでも、生ごみの分別収集は大変有効な手段です。

今後も食品リサイクル堆肥化事業へのご協力をお願いします。

〈事業実施区域〉

市内全域

〈生ごみ回収量〉

年度	通算参加世帯数	回収量（t）
平成20年度	843	139
平成21年度	1,547	236
平成22年度	2,660	339
平成23年度	3,159	419
平成24年度	3,400	464
平成25年度	3,515	460
平成26年度	3,774	471
平成27年度	3,949	483
平成28年度	4,404	490
平成29年度	4,674	514
平成30年度	4,819	517
令和元年度	5,017	525
令和2年度	5,120	537
令和3年度	5,304	541
令和4年度	5,557	533

事業開始から15年間で6,668tの生ごみを回収することができました。生ごみの堆肥化（資源化）により、可燃ごみの減量に結びついております。

【食品リサイクル堆肥化事業】申込みから収集までの流れ

1. 申込み

自治会で参加者を取りまとめのうえ、市役所生活環境課にお申し込みください。個人での申込みも受け付けています。



費用負担はありません。
※バケツの配布は初回のみとなります。

2. 収集専用バケツ、指定袋、収集カレンダー等を配布

申込み後、1か月程度で収集専用バケツ等をご自宅にお届けします。収集専用バケツ、指定袋等とあわせて、収集開始日をお知らせする文書も一緒にお届けしますので、ご確認ください。
※ご不在の場合は、玄関先にお届けします。



3. 収集開始

収集は週2回(月曜日・木曜日)となります。
NPO法人エコクリーン常総の職員が、戸別に収集します。



《収集方法》

- ① 十分に水を切った生ごみを直接指定袋に入れ、袋の耳を縛ったうえで、収集専用バケツに入れてください。
- ② 収集日に、収集専用バケツを道路に面した敷地に出してください。
- ③ NPO法人エコクリーン常総の職員が、バケツから袋を取り出して収集します。



《よくある質問》

- Q. 指定袋がなくなったら、どうするの？
A. 指定袋は、収集開始時に4週分を配布します。その後は、希望により随時お配りします。
(バケツに『袋希望』と張り紙をしてください。)



- Q. 雨でも収集するの？
A. 雨でも収集します。風が強い日は、バケツが飛ばされないよう、紐などで門扉に縛り付けてください。(大雪のときなどは、収集できない場合があります。)

【問合せ先】

- 《申込》 守谷市役所 生活環境課 電話：0297-45-5339 (直通)
《収集》 常総環境センター 電話：0297-48-2314